

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、その翌日)

目次

- ◇告示 保安林の指定の解除予定（三件）（森林保全課）
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（△）
- ◇公示 猛銃等の取扱いに関する講習会の実施（生活保安課）
- ◇正誤 平成8年8月23日付鳥取県告示第五百八十一号中訂止

告示

告示

鳥取県告示第六百二十三号
次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成8年9月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成8年9月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井荒神谷二二八一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的

三 公衆の保健

三 公衆の保健

三 解除の理由

三 解除の理由

道路用地とするため

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二

東伯郡関金町大字山口字浅井荒神谷二二八一の二・字浅井川東二〇三三の一・二〇三四の一・字良源寺一九四五の一六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的

三 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
境港市佐斐神町字砂浜ノ四 二九の一七(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

二-1 解除予定に係る保安林の所在場所
境港市佐斐神町字砂浜ノ四 二九の一七(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次とおり公衆の縦覧に供する。

平成八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次とおり公衆の縦覧に供する。

平成八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次とおり公衆の縦覧に供する。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年九月六日
開催許可の年月日及び種別

- 1 開発許可の年月日及び種別
平成八年三月一十九日 鳥取県知事令米土雜十號〔平成十五年〕
1 開発区域に付されたる地名の名称
米子市旗ヶ崎町一丁目
11 開發許可を取れた者の住所及び氏名
米子市石井六六三

有限会社 池田建設
代表取締役 池田 耕一

講

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年9月6日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 茂

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
2 開催の日時及び場所

種別区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成8年10月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市城町一丁目160 西部総合事務所本館講堂	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住するもの
講習	平成8年10月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2庁舎7階 第28会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住するもの

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
(2) 講習課目

ア 獵銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、
受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

4 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 携行品
筆記用具及び印鑑

平成八年八月二十三日付鳥取県告示第五百八十一号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 誤
五 頁 段 行 誤 正
下 六 鳥取市役所 三朝町役場